

和歌山県立医科大学学則医学部施行細則

制 定 平成 18 年 4 月 1 日和医大規程第 19 号
最終改正 平成 27 年 3 月 31 日和医大規程第 80 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、和歌山県立医科大学学則（以下「学則」という。）の医学部における施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 授業

第 2 条 授業時間は、次のとおりとする。

- 1 時限 午前 8 時 50 分から午前 10 時まで
- 2 時限 午前 10 時 10 分から午前 11 時 20 分まで
- 3 時限 午前 11 時 30 分から午後 0 時 40 分まで
- 4 時限 午後 1 時 40 分から午後 2 時 50 分まで
- 5 時限 午後 3 時から午後 4 時 10 分まで

第 3 章 授業科目履修

(授業科目履修の方法)

第 3 条 授業科目履修の方法については、別に定める。

(選択科目の届出)

第 4 条 選択科目の履修をしようとするときは、あらかじめ学長に履修届を提出しなければならない。（授業科目履修状況の把握）

第 5 条 授業科目の履修状況の把握は、担当教員がこれを行う。

第 4 章 試験

(試験期日)

第 6 条 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。

- 2 中間試験、追試験及び再試験は、随時行うことができる。

(試験の公示)

第 7 条 定期試験の科目及び期日は、原則として 2 週間前に公示する。

(試験の方法)

第 8 条 試験は、筆答及び口答による。ただし、そのいずれかによることもできる。

(試験の実施)

第 9 条 授業科目についての試験は、担当教員が行う。

(試験欠席の手續及び試験中の不正行為の取扱い)

第 10 条 病気その他やむをえない事由により受験できない者は、その理由を記して医学部長に届け出なければならない。

- 2 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その試験期間中のすべての試験を無効とし、その期の受験資格を停止する。

なお、試験期間の定めのない学年については、その学年のすべての試験をこの措置の対象とする。

第 5 章 研修生及び聴講生

(研修生の研究費用の負担等)

第 11 条 研修のため必要な材料、薬品等の購入に要する費用は、研修生の負担とする。

- 2 研修生は、担当教授の承認を得なければ患者を取り扱い、又は備付けの器具、材料、薬品等を使用することができない。

(聴講生の聴講証明)

第 12 条 学長は、聴講生の願い出によりその聴講科目についての聴講証明書を交付する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規程に係わらず、平成 27 年度の第 1 学年の授業時間については、なお従前の例による。